

2020年10月19日
日本オリンピック委員会理事
(元九州管区警察局長)
小風 明

元警察官僚から見たスポーツ界

行政機関と国民との関係については、公の権力機関である行政の権限行使を抑制する必要があるとして、公権力の主体としての行政機関と国民の利害は対立するという図式で議論されることが多かった。しかし、現在では、行政の権限行使によって利益を受ける国民の存在を視野に入れた考え方が、行政法学の世界や裁判実務でもとられるようになってきている。

現在、行政のあらゆる分野で国民・住民に対する説明責任が求められているが、これは、直接の権限行使の対象外の国民らも含めた有権者全体が行政の活動の適否を判断できるようにしなければならないからである。このため、国会・議会やマスコミに対する結論に至るプロセスも含めた真摯かつ丁寧な説明が求められている。

これらの行政における国民との関係や説明責任についての考え方は、上場株式会社やスポーツ団体におけるガバナンスと共通する。前者については「ステークホルダー資本主義」であり、後者については「アントラージュ」「スポーツ団体の社会的責任」である。したがって、スポーツ団体においても、意思決定の手続の適正さとその透明性が強く求められる。

オリンピックの最大の価値は、崇高な理念を掲げた祭典であるとの権威である。これが失われると、世界最高峰の大会としての魅力、求心力が喪失し、選手の出場意欲、世間の関心の低下してしまう。この権威を維持・向上させるためには、大会がアスリートにとって最高のパフォーマンスを発揮するための「舞台」、すなわちアスリートが公正・公平な環境で競い合うことができるスポーツのインテグリティ(完全性、高潔性、無傷性)が守られたものでなければならない。

ところが、近年、様々な競技において、スポーツ団体の組織運営上の問題や指導者による暴力、パワーハラスメント、資金流用などの不祥事が顕在化している。このため、2019年6月にスポーツ庁長官決定「スポーツ団体ガバナンスコード」が示された。

しかし、これに対して、スポーツ基本法5条2項が、スポーツ団体の遵守すべき基準の作成は団体自らが努力するものとするとしていることからの疑問が出されている。すなわち、「ガバナンス」とは主体性、自発性、自主性、自律性などが含意さ

れている概念として捉えられるにもかかわらず、スポーツ界の様々な問題について、スポーツ庁(官)は曖昧な権限により統制を強めようとしており、スポーツ界(民)は財源面で国依存を強めていることから背に腹は代えられないとして受身的に統治されているのではないかと、というものである。このような事態を招いたのは、スポーツ団体自らが実のある指針を作成する姿勢も力量も欠いており、JOCのスポーツ団体へのリーダーシップが欠如しているからであるという厳しい批判もある。

オリンピック憲章は、オリンピズムの根本原則として、スポーツ団体は自律の権利と義務を持ち、自律には組織のガバナンスについて決定しこの原則を確実に適用する責任があるとしている。

オリンピックなどによりスポーツ界が注目されるとともに、その社会的影響・社会的責任も大きくなっている。関係者は、危機感、緊張感をもって、スポーツの自主性、自律性を確実なものとしなければならない。

以上

小風 明 氏の経歴

1954年9月12日生まれ。66歳。

1979年警察庁入庁、国税庁須磨税務署長、在ドイツ大使館一等書記官、茨城県警察本部長、九州管区警察局長などを歴任後、日本証券業協会特別参与を経て、現在は日本オリンピック委員会理事、三井物産(株)特別参与、(株)イオンファンタジー社外取締役、明治安田生命保険相互会社顧問、日本スポーツ仲裁機構理事、国際剣道連盟理事、全日本剣道連盟監事、さいたま市特別職報酬等審議会委員。

